

特定非営利活動法人魚沼地域医療連携ネットワーク協議会
ネットワークシステムでの情報共有に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、魚沼地域医療連携ネットワーク協議会（以下、「協議会」という。）が設置する魚沼地域医療介護連携ネットワークシステム（以下、「うおぬま・米（まい）ねっと」という。）での情報共有について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規約において利用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) うおぬま・米（まい）ねっと：協議会が構築し、管理運営するIT技術を活用した地域医療介護連携のシステムをいう。
- (2) 圏域内自治体：魚沼医療圏域内の市町（十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町）をいう。
- (3) 利用施設：うおぬま・米（まい）ねっとに参加し、加入者情報の共有ができる施設をいう。
- (4) 加入者：うおぬま・米（まい）ねっとを利用してサービスを受けるための登録が完了している住民・患者をいう。
- (5) 米ねっとカード：うおぬま・米（まい）ねっとを利用するために事務局から加入者に発行されたカードをいう。
- (6) 紐付け（施設登録）：加入者の医療介護情報共有を行うために、システム上で特定の加入者と特定の利用施設を連携させる設定のことをいう。

(利用申請)

第3条 うおぬま・米（まい）ねっとに参加し、加入者情報の共有を行うことができる利用施設は、圏域内自治体に所在する病院、診療所、保険薬局、介護事業所および協議会が認めた関係機関とする。

2 利用申込みは、この規約等で定める諸条件に同意した上で所定の書面により、事務局に直接又は郵送により提出することとする。

(利用の開始)

第4条 協議会は、前条により行われた利用申込みの内容について確認を行い、IDおよびパスワードを利用施設に送付する。

2 利用施設の管理者は、IDおよびパスワードを以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 漏えい、失念等がないよう適切に管理し、利用すること。
- (2) IDおよびパスワードを本人以外が利用しないこと。また、本人以外の者に対し、これを漏えいし、又は貸与しないこと。

(加入申込み)

第5条 加入申込みは、この規約等で定める諸条件に同意した上で所定の書面により、事務局に直接、郵送若しくは利用施設又は圏域内自治体を經由して提出することとする。なお、申込時には本人を確認できる書類等の提示（郵送の場合は写しを添付。）を行うこととする。

(システム利用の開始)

第6条 協議会は、前条により行われた加入申込みの内容について確認を行い、米ねっとカードおよび登録完了通知書を加入者に送付する。

2 加入者は、米ねっとカードおよび登録完了通知書を以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 破損、紛失、盗難等がないよう適切に管理し、利用すること。破損、紛失、盗難等があった場合は、直ちにその旨を協議会に連絡すること。
- (2) 米ねっとカードを本人以外が利用しないこと。また、本人以外の者に対し、これを譲渡し、又は貸与しないこと。

(米ねっとカードの役割)

第7条 米ねっとカードの役割は以下のとおりとする。

- (1) 所有者がうおぬま・米（まい）ねっとに加入していることを証明する手段とする。ただし加入の確認は、氏名などによる検索によっても可能なため、証明の手段はこの限りではない。
- (2) 救急搬送時において、加入者の本人確認を行う手段とする。なお、救急隊および搬送先の利用施設は加入者からの米ねっとカードの提示がなくても、必要に応じて診療情報の参照を行い、迅速な救命活動が行えることとする。

(米ねっとカードの管理)

第8条 協議会は、米ねっとカードにより行われた行為については本人により行われたものとみなすので、利用施設および利用者は厳格な運用を行うこととする。

2 米ねっとカードに著しい破損、紛失、盗難等があった場合は、加入者は再発行を受けることとする。なお、再発行の手続きは第5条に準ずる。

(登録変更)

第9条 利用施設は、住所、施設名など登録の内容に変更が生じた場合は協議会に報告することとする。な

お、登録変更の報告の手続きは第3条に準ずる。

- 2 加入者は、住所、氏名など登録の内容に変更が生じた場合は協議会に報告することとする。なお、登録変更の報告の手続きは第5条に準ずる。

(中止の届出)

第10条 利用施設が、うおぬま・米ねっとの参加を中止したい場合は協議会に届出をすることとする。なお、参加中止の届出の手続きは第3条に準ずる。

- 2 加入者が、うおぬま・米(まい)ねっとの利用を中止したい場合は協議会に届出をすることとする。なお、利用中止の届出の手続きは第5条に準ずる。また、届出の際に米ねっとカードを返却することとする。

(情報共有の期間)

第11条 利用施設および利用者が、うおぬま・米(まい)ねっどにより診療情報の共有ができる期間は、協議会で加入申込み又は利用申込みによる登録の手続きが完了してから中止の届出による抹消の手続きが完了するまでの期間とする。

- 2 協議会は、利用施設および利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、診療情報の共有を中止させることができる。

- (1) 虚偽の届出をしたとき。
- (2) 協議会や利用施設が定める規程等に重大な違反をしたとき。
- (3) 所在が不明かつ連絡不能と協議会が認めたとき。
- (4) 利用施設が閉鎖された場合、又は閉鎖された事実を協議会が確認したとき。
- (5) 加入者が死亡した場合、又は死亡した事実を協議会が確認したとき。
- (6) その他協議会が不相当と認めたとき。

(加入者と利用施設の紐付け)

第12条 加入者と利用施設の紐付け(施設登録)は、次のいずれかの場合に必ず本人確認を行った上で実施することとする。

- (1) 協議会、又は利用施設に加入者から米ねっとカードの提示、又は書面や口頭で申請があったとき。
- (2) その他協議会、又は利用施設が良質な医療介護サービスを提供するために必要と判断したとき。

(利用時間)

第13条 うおぬま・米ねっとは原則24時間365日稼働するものとする。ただし、緊急の保守、点検等を行う場合、予告なくうおぬま・米ねっとの一部又は全部を停止することがある。

(情報共有に関する問い合わせ)

第14条 うおぬま・米ねっとの情報共有に関する問い合わせは、協議会にて次のとおり対応する。

問い合わせ方法	対応時間
電話	午前9時から午後5時まで ※土曜日、日曜日、祝日および年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。
FAX	受付は24時間365日
電子メール	※ただし、回答等については電話の対応日時と同様とする。

(免責事項)

第15条 協議会は、利用施設および利用者がうおぬま・米(まい)ねっどで医療情報、介護情報の共有をしたことにより発生した損害について一切の責任を負わない。

- 2 協議会は、うおぬま・米(まい)ねっとの停止、中止、中断等により発生した利用施設および利用者の損害について一切の責任を負わない。

(著作権)

第16条 うおぬま・米(まい)ねっどに含まれているプログラムその他著作物に関する著作権等は、協議会に帰属する。うおぬま・米(まい)ねっどに含まれているプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為は禁止する。

(個人情報の保護)

第17条 協議会および利用施設は、加入者の個人情報を本来の目的以外に利用せず、その取扱いに十分な注意を払うこととする。

(管轄裁判所)

第18条 うおぬま・米(まい)ねっどでの情報共有又はこの規約に関して、協議会、利用施設および加入者の間に生じるすべての紛争の解決を裁判所に委ねる場合については、協議会の所在地を管轄する裁判所とする。

(利用規約の変更)

第19条 協議会は、必要があると認めるときは利用施設および加入者への事前通知を行うことなく、この規約を変更できるものとする。

- 2 利用施設および加入者が、この規約が変更された後にうおぬま・米(まい)ねっどで情報共有した場合は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附則

この規約は、2019年4月1日から適用する。

附則

この規約は、2022年9月26日から適用する。